

令和 7 年度
堺市スタートアップ実証推進事業
募 集 要 領

■堺市スタートアップ実証推進事業への提案に関するお問合せ先■

(第 1 章について)

株式会社さかい新事業創造センター (S-Cube)

TEL 072-240-3775

FAX 072-240-3662

E-mail jigyous@s-cube.biz

■補助金制度に関するお問合せ先■

(第 2 章について)

堺市産業振興局産業戦略部中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

TEL 072-228-7629

FAX 072-228-8816

E-mail itosoku@city.sakai.lg.jp

第1章 募集等について（補助金以外の部分）

I 事業趣旨

堺市では、「堺市基本計画 2025」に基づき、中百舌鳥エリアを、スタートアップや先進的な研究機関などの集積を促し新たなイノベーションに出会える・生まれるエリアとして位置付けています。このような取組を通じて、地域のイノベーションを牽引する存在としてスタートアップへの期待が高まっています。さらに、2025 年開催の日本国際博覧会（大阪・関西万博）は、ビジネスマッチングやプロモーションの好機として、事業の成長や社会実装を後押しする重要な契機と捉えられています。

スタートアップが成長し、地域に根差した実装へとつなげていくためには、創業支援にとどまらず、成長段階に応じた伴走型の支援が求められます。なかでも、製品やサービスの実現可能性を検証する PoC (Proof of Concept: 概念実証) や、ビジネスモデルの有効性を見極める PoB (Proof of Business: ビジネス実証) は、社会実装に向けた意思決定の要となるプロセスです。

これらの実証を効率的に重ねることで、限られたリソースの中でもスピーディかつ柔軟に方向性を見極めることが可能となり、より確度の高い事業展開が期待されます。

堺市スタートアップ実証推進事業では、スタートアップをはじめとした多様な事業者による実証プロジェクトを対象に、地域資源や市内フィールドを活用した PoC・PoB の取組を支援します。地域課題の解決や新たな価値の創出につながる取組を広く募集し、堺市におけるイノベーションの創出を促進します。

II 募集事項

1. 募集する実証テーマ

「堺」のフィールドを活用したテーマであることを前提に、下記のいずれかを満たす実証事業を募集します。

①堺市の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。

堺市の社会課題や市民生活の質の向上に資する取組例

- ①デジタル化や DX 推進 ②孤独・孤立対策 ③ひとり親自立支援
- ④女性活躍の推進 ⑤子育て・教育環境の充実 ⑥健康寿命の延伸
- ⑦超高齢化社会への対策 ⑧地産地消の推進 ⑨地域の魅力創出

②2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する取組であること。

【実証テーマの参考】

堺市基本計画 2025

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/shisei/kihonkeikaku/kihonkeikaku2025.html>

2. 応募資格

下記①～⑤の要件をすべて満たす事業者であること

- ① 堺市内で革新的なビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ（※）等であること
- ② 実証事業を行う過程や結果として、堺市内の地域課題の解決への寄与や、市内雇用創出等の地域経済効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること
- ③ 中小企業基本法における中小企業者の定義「資本金の額または出資の総額」「常時使用する従業員の数」のどちらも超えていない企業、スタートアップやベンチャーとして起業をめざす個人事業主・個人（学生を含む）であること。もしくは、第二創業の事業であること。
- ④ 提案プロジェクトを自ら実施できる事業者であること（所在地は問いません）
- ⑤ 市税の滞納がないこと（補助金の対象事業者は堺市への補助金申請の際に確認します）
- ⑥ 本事業の申請内容と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関から補助金等の資金助成を受けていない、または受ける予定がないこと（補助金の対象事業者の場合）

（※）

経営者自らが革新的な事業に挑戦し、社会に新しい価値を提供したり社会に貢献することによって事業を成長させることをめざし（成長志向）、堺市内で新たなビジネスアイデア等の実証に取り組む民間企業等の事業者をさします。

3. 支援対象者

・実証支援対象事業者（補助金の対象事業者） 4 者程度

4. 支援内容

- ①市内公共施設、協力企業が有する施設などの実証フィールドの提供（※）
- ②実証事業実施に必要な市内民間事業者とのマッチング
- ③実証事業にかかる経費補助（上限１００万円、補助率１／２以内）
- ④行政課題の提供（堺市の担当部署の紹介等）
- ⑤実証事業のＰＲ支援
- ⑥その他必要と認める支援

※原則として堺市をフィールドとし、選定したビジネス提案内容における効果検証のための実証機会（場所・環境等）の提供やホームページ・SNS等でのPRを行います。ただし、必ず実証機会を提供できるとは限りません。なお、実証機会の提供にあたり協力機関・協力企業への調整

は、支援対象事業者決定後に別途個別に行うものとします。

5. 応募方法

①Web お申し込みフォームに必要事項を記入

URL：<https://www.s-cube.biz/roundtable>

②登録されたメールアドレスにご応募のためのエントリーシート（Word ファイル）のダウンロード URL をお送りいたします。

③エントリーシートに必要事項をご記入いただき、以下メールアドレス宛にご送付ください。

【メール：jigyous@s-cube.biz】

※件名を『【貴社社名】堺市スタートアップ実証推進事業応募』として、10MB 以下のファイルでお送りください。

◆◆◆応募締め切り：2025 年 6 月 30 日（月）17：00◆◆◆



Ⅲ 審査等

1. 審査について

(ア)一次審査（書類選考）

一次審査は書類となります。審査を行うにあたり、個別に内容の確認を行う場合があります。

(イ)二次審査（プレゼンテーション）

実施予定日：8月上旬 午後

実施場所：さかい新事業創造センター（S-Cube）

一次審査を通過した実証テーマを対象に選考会を行います。本事業における審査員がプレゼンテーション及び質疑応答を行います。

★評価されるポイント

- ・ 実証事業の実現性
- ・ 社会課題解決への貢献度
- ・ 地域経済の活性化への貢献度

- ・実証事業の新規性・独創性
- ・事業化に向けた本気度

2. 実証事業の実施・支援期間（予定）

※一次公募にて補助金の予算額に達しない場合は二次公募を実施する場合があります。調整次第では前倒しで実証事業を開始する場合があります。

3. 補助金について

補助率	補助上限額	補助対象期間
補助対象経費の1/2以内	100万円	交付決定日から 令和8年3月31日（火）まで

※補助金については、堺市内で実施する実証事業が対象となります。

補助金の詳細については第2章をご確認ください。

4. その他

- ・実証事業終了後、実績報告書を提出すること。
- ・実証事業終了後、3年間堺市およびさかい新事業創造センターからの事業進捗の報告依頼に応じること。
- ・実証期間中、必要に応じて保険に加入すること。
- ・プロジェクトの成果について、ホームページ等での公開や成果発表の場等への登壇に協力すること。

5. 主催・共催・協力

- 【主催】 堺市 株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube）
- 【協賛】 大阪公立大学
- 【協力】 公益財団法人堺市産業振興センター 堺商工会議所 大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム 近畿経済産業局 日本政策金融公庫堺支店
株式会社商工組合中央金庫堺支店 大阪信用金庫 南海電気鉄道株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社 ジェイコムウエスト堺局

6. 注意事項

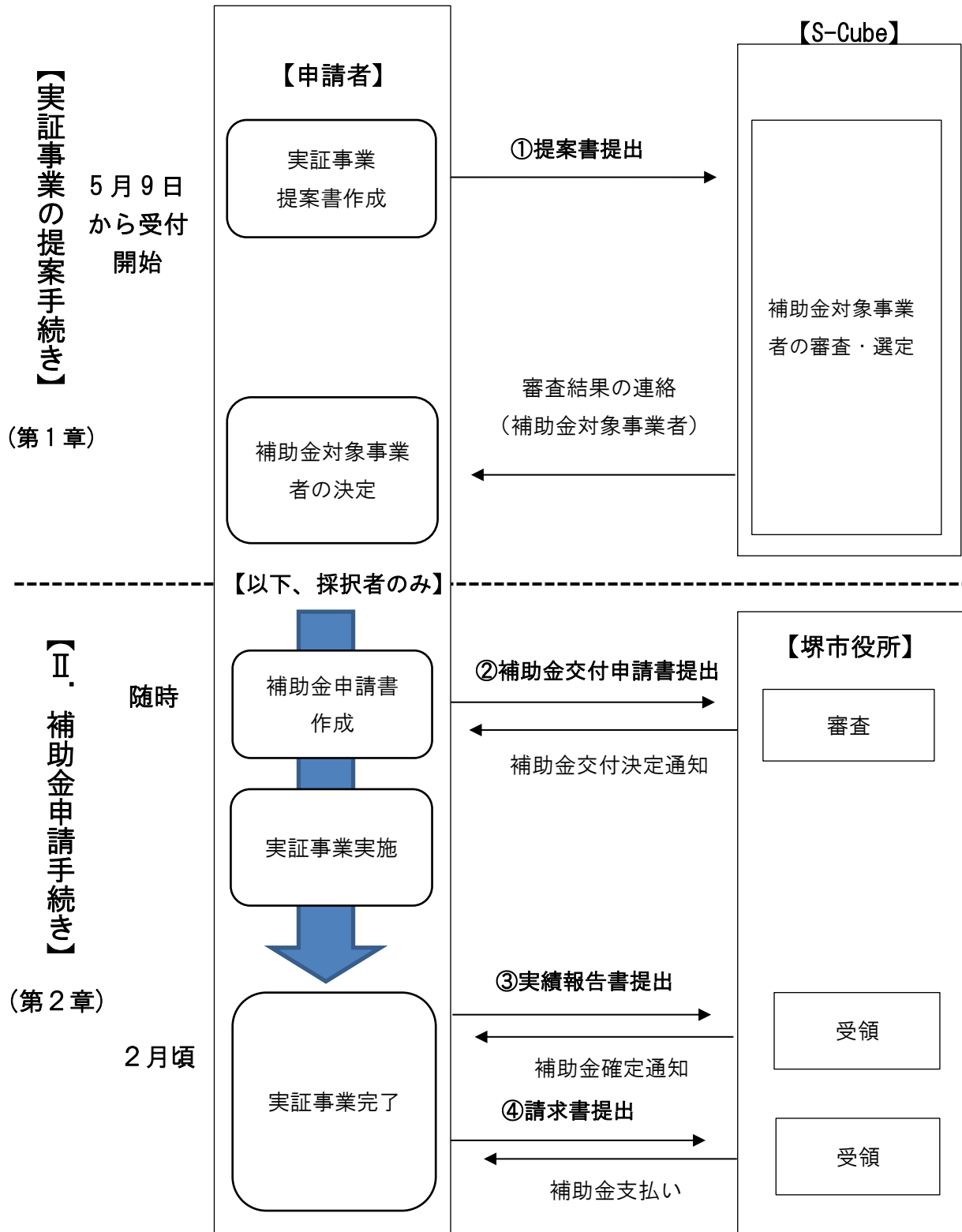
- ・必ずご自身や自社で創作した実証テーマでご応募をお願いします。
- ・ご応募頂いた実証テーマの知的所有権は応募者へ帰属します。
- ・お申し込みの際にご記入いただく個人情報は、審査結果等のご連絡のため必須項目とさせていただきます。

たきます。

- ・お申し込みの際にご記入いただいた内容は、審査員、協力機関、連携企業に情報共有されます。その他の第三者に情報提供されることはございません。
- ・採択された実証テーマ・製品等は、ご希望に応じホームページ等で公表いたします。
- ・お申し込み内容について、特許事項、ノウハウや営業上の秘密事項などについては、法的保護を実施された上でのご応募をお願いします。主催者側での法的保護はございません。
- ・本事業への参加に要する経費は応募者様のご負担とします。
- ・応募者や役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）に規定される暴力団員又は、堺市暴力団排除条例・同施行規則に規定される暴力団密接関係者に該当する者を除きます。
- ・注意事項等に違反する事項があった場合、及び各種法令等に抵触する課題が解決できない場合は、採択を取り消す場合がございます。
- ・審査結果に対する個別の問い合わせにはお応えできません。予めご了承ください。

【第2章 補助金について】

I 実証事業の提案から補助金支払いまでの流れ



※補助金の前払い（概算払い）はありません。

Ⅱ 補助金制度（堺市スタートアップ実証推進補助金）の概要

1. 補助対象となる事業

「堺市スタートアップ実証推進事業」への事業提案を行い、支援対象事業者として採択されたもののうち、中百舌鳥や泉北エリアをはじめとする本市内において実証事業を実施するために必要な経費の一部を補助します。

2. 補助率等

補助率	補助上限額	補助対象期間
補助対象経費の1/2以内	100万円	交付決定日から 令和8年3月31日（火）まで

※補助金額は1,000円未満切り捨てとなります。

3. 補助金申請者の要件

次の（１）～（４）の要件をすべて満たす事業者のみ申請者となることが可能です。

（１）「堺市スタートアップ実証推進事業」への事業提案を行い、補助金対象事業者として採択されていること。（詳細は本募集要領第１章をご確認ください）

（２）その他の申請者要件

申請者が下記の①～②のいずれにもあてはまることが必要です。

①堺市における法人市民税の滞納がない。

②本事業への申請内容と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関から補助金等の資金助成を受けていない、または受ける予定がない。

4. 補助対象経費

以下の表に掲げる経費のうち実証事業に必要な経費（実費相当分）を補助対象経費とします。

補助対象経費	内 容
設備等導入費	原材料費、機械装置・工具器具・ソフトウェア等の購入経費（製造、改良、据付、借用に要する経費を含む）、レンタル費及びリース費
施設等利用費	施設・土地等の賃料及び利用費
試作品設計製作費	試作品及びサービスプロトタイプにかかる設計及び製作費
調査分析費	実証事業の効果検証業務に必要な費用、市場調査費
委託外注費	実証事業にかかる必要な業務のうち、自社では実施困難または効率性等の観点から委託外注する必要性が認められる費用
産業財産権関係費	実証事業の対象となる製品・技術等の出願に要する経費（出願料、審査請求量、弁理士費用等）又は特許等（登録又は出願し、存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む）を受ける場合の経費

※補助対象期間に発注または購入し、支払いの完了が認められる経費のみが対象となります。

※上表に含まれる経費項目であっても、汎用性が高く使用目的が補助事業に特定できないものや、不明瞭な単価設定がなされている場合等においては、見積もり合わせを依頼することや、補助対象経費として認めない場合があります。

<補助対象とならない経費> （一例であり、ほかにも対象外となる場合があります）

- （１）発注書、契約書、納品書、請求書、領収証等の帳票類が不備な経費
- （２）交付決定日以前に発注や購入した物品やサービス等にかかる経費
- （３）物品購入時に現金換算可能なポイントを取得した場合のポイント分
- （４）親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（３親等以内）が経営する会社等）、代表者の親族との取引であるもの
- （５）人件費
- （６）消耗品費（コピー用紙、インク等）
- （７）通信費（Wi-Fi 利用料等）
- （８）振込手数料
- （９）運搬費のうち本事業の充当分を特定できない経費（ガソリン代等）
- （１０）保険料
- （１１）水道光熱費
- （１２）消費税及び地方消費税、その他諸税、収入印紙代

<経費の支払方法について>

原則として、口座振込による支払いのみ認めます。

○申請者以外の者による支払いは、認められません。法人の場合、当該法人名での支払いのみが

認められます（代表者個人名による支払いは原則認めません）。

○他の取引と相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による支払いは、認められません。

○小切手による支払いは、領収証がある場合のみ認めます。

○即時決済性のある現金、デビットカード、電子マネー等による支払いについては、事情に応じて認める場合がありますが、証拠資料等によって補助事業者が支払いを実施したことが確認できる必要があります。また、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、見積書、発注日を確認できる資料、納品を確認できる資料、請求書以外にも取引情報に関する資料の提示を求めることがあります。

○クレジットカードによる支払いについては、真にやむを得ない場合のみ認める場合がありますが、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、上記と同様の証拠資料等を求めます。また、クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に引き落としが確認できる必要があります（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払いを完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品等購入も対象外です。リボルビング払いの物品等購入も、補助事業期間中に当該物品等購入代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。）また、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払いのルール（補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要）、及び、②補助事業者と立替払い者の間の清算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

5. 補助金の申請手続き

次の書類をご提出ください。

申請に必要な書類
① 堺市スタートアップ実証推進補助金交付申請書（様式第1号）
② 役員情報届出書（様式第1号の2）（法人の場合に限る）
③ 事業計画書（様式第2号）
④ 収支予算書（様式第3号）
⑤ 補助対象経費の内訳書
⑥ 補助対象経費の見積書（またはこれに相当する書類）の写し
⑦ 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（原本） ※個人事業者の場合は、（i）発行後3か月以内の住民票、（ii）個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の控え、の両方。（開業前の場合は、（i）のみ）
⑧ 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税（個人（又は個人事業者）の場合は、直近の年度に係る市民税）の納税証明書（原本）（原則として発行後3か月以内のもの。第1期決算未達の場合は申立書。）
⑨ 会社案内又はそれに類するもの（法人又は個人事業者の場合に限る）

（参考） 履歴事項全部証明書はオンライン、納税証明書は郵送での取得が可能です。

◎履歴事項全部証明書 ～オンライン申請のご案内（法務局）～

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

◎納税証明書 ～市税の証明をとるには（堺市）～

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html>

【申請書類の入手方法】

申請書類の様式類は、下記の堺市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/sogyo/jisshyo.html>

【申請に関する注意事項】

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 補助金申請にあたっては、本募集要領のほか、堺市ホームページに掲載している「堺市スタートアップ実証推進補助金交付要綱」をよくご確認の上で申請してください。

【申請手続き】 必要書類を下記までお送りください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1

堺市 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

堺市スタートアップ実証推進補助金担当者宛

Mail:itosoku@city.sakai.lg.jp

※申請書類のうち原本を要する⑦⑧については、郵送にて送付してください。

【審査】

- ①本募集要領Ⅱ. に基づき、書類の有無、申請内容を確認します。
- ②申請書に形式的な不備がある場合、申請書に記載された担当者あてに電話もしくはメールにてご連絡し、資料の追加や差し替え等を依頼します。
- ③要件を満たさない申請内容である場合については、受理及び採択することはできませんので、申請書に記載された担当者あてに電話もしくはメールにてその旨通知します。
- ④申請書書類に不備がなく、かつ申請内容が適当であると認められた場合、採択を決定（交付決定）し、申請者に対して補助金交付決定通知書を郵送にて通知します。

6. 補助金の交付決定後の流れ

- ・補助金の交付決定後は、事業計画書に基づき実証事業を実施してください。
- ・補助事業の完了後は、下記書類を提出してください。

補助事業完了後に提出が必要な書類
① 実績報告書(様式第8号)
② 事業実施報告書(様式第9号)
③ 収支決算書(様式第10号)
④ 補助対象経費の内訳書【別紙1】
⑤ 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し

Ⅲ 情報の取扱について

本補助事業に関して取得した企業情報及び個人情報については、事業を効果的に実施するため、株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube）と共有します。また、本市の産業施策の情報提供のため使わせていただくことがあります。以上の目的以外に情報を第三者に提供すること及び利用することはありません。

Ⅳ 問い合わせ・相談窓口

1. 堺市スタートアップ実証推進事業への提案に関する問い合わせ先

（第1章についてのお問合せ先）

株式会社さかい新事業創造センター（S-Cube）

TEL:072-240-3775 FAX:072-240-3662

E-mail:jigyous@s-cube.biz

<https://www.s-cube.biz/>

2. 補助金制度に関する問い合わせ先

（第2章についてのお問合せ先）

堺市 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

TEL:072-228-7629(直通) FAX:072-228-8816

E-mail:itosoku@city.sakai.lg.jp

V 補助金執行にかかる注意事項

1. 支払の確認

実績報告において、契約書、発注書、納品書、請求書、領収証等の支払いが確認できる書類や補助事業を実施したことが確認できる書類、写真等を提出していただきますので、書類整備・保管が必要となります。

2. 補助金額の確定

補助事業が完了し、実績報告として提出された書類を審査のうえ、補助金交付額が確定します。補助金確定額は、交付決定を行った補助対象経費のうち実際に支払われた金額をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

3. 事業実施経過の報告

補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は調査及び聞き取りに対し必ず協力していただきます。また、補助事業者は、事業の成果について、堺市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、必ず協力していただくものとします。

4. 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、堺市補助金交付規則第 18 条に従い、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

5. 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を本市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません（堺市補助金交付規則第 22 条）。ただし、当該財産の耐用年数として定めた期間を経過した場合はこの限りではありません。各取得財産の耐用年数は下記からご確認ください。

（参考）国税庁 耐用年数表

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensukigu1.html>